

議員提出第 号議案

品川区建築物耐震診断助成条例

上記の議案を地方自治法第112条および品川区議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成18年11月 日

提出者

菊地 貞二 中塚 亮

南 恵子 宮崎 克俊

賛成者

安藤 泰作 飯沼 雅子

沢田 英次 鈴木 ひろ子

品川区議会議長

塚本利光様

品川区建築物耐震診断助成条例

(目的)

第1条 この条例は、区内に存する建築物（国、地方公共団体その他これに類するものが所有する建築物を除く。）の所有者または管理者（以下「所有者等」という。）が当該建築物の耐震診断を実施するにあたり、それに必要な費用の一部を助成することにより、建築物の耐震化の促進および建築物の安全性の向上を図るとともに、災害に強いまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 次号に定める耐震診断基準に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する建築士の資格を有する者が、既存の建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震診断基準 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条に基づいて国土交通大臣が定める基本指針に規定する耐震診断基準と同等以上の効力を有すると認められる方法のものをいう。
- (3) 住宅 一戸建て住宅、長屋および共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。ただし、次号に定めるマンションを除く。）をいう。
- (4) マンション 共同住宅のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。
 - ア 第8号に定める耐火建築物または第9号に定める準耐火建築物であること。
 - イ 延べ床面積が1,000平方メートル以上であること。
 - ウ 地階を除く階数が原則3階以上のものであること。
- (5) 建築物 住宅およびマンションをいう。
- (6) 木造 主たる構造が木造で建設されたものをいう。
- (7) 非木造 主たる構造が鉄骨・鉄筋コンクリート等で建設されたものをいう。

(8) 耐火建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第9の2号に定めるものをいう。

(9) 準耐火建築物 建築基準法第2条第1項第9の3号に定めるものをいう。
(助成対象建築物)

第3条 助成の対象とする建築物は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するもの（以下「助成対象建築物」という。）とする。ただし、区長が特に必要と認めたものについては、助成の対象とすることができる。

(1) 所有者が現に、自ら居住し、かつ、今後も居住することと認められるものであること。

(2) 昭和56年5月31日までに建築基準法第6条に基づく建築確認を受けたものであること。

(3) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条の適用を受けるマンションにあつては、区分所有者の管理組合または集会における耐震診断の実施の議決があること。

2 前項の規定にかかわらず、建築基準法その他の法令（東京都および品川区の条例または規則を含む。）に違反して、現に是正の指導を受けている建築物は、この条例による助成の対象としない。

(助成対象者)

第4条 この条例による建築物耐震診断助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象建築物の所有者等とする。ただし、マンションにあつては区分所有者の管理組合または集会の議決により選定された代表者、共有建築物にあつては共有者全

員によって合意された代表者とする。

(助成内容)

第5条 区長は、助成対象者に対して、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を助成する。

- (1) 住宅 耐震診断に要する費用の3分の2の額。ただし、木造の場合は10万円、非木造の場合は50万円を上限とする。
- (2) マンション 耐震診断に要する費用の3分の2の額。ただし、100万円を上限とする。

2 助成金の交付は、同一の建築物について一回とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ区長に申請しなければならない。

(助成対象者の確認等)

第7条 区長は、前条の申請を受けたときは、速やかに助成金の交付の可否を決定し、申請を行った者に対し通知する。

(交付申請の変更)

第8条 前条の助成金の交付の決定を受けた者が、当該決定に係る申請内容を変更しようとするときは、区長の承認を受けなければならない。

(助成金の交付請求)

第9条 第7条に規定する助成金の交付の決定の通知を受けた者は、耐震診断の完了後、区長に助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の交付決定)

第10条 区長は、前条の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適正であると認めるときは、当該請求を行った者に対し、助成金を交付するものとする。

(報告、検査等)

第11条 区長は、必要があると認めるときは、助成金の交付の決定を受けた者または助成金の交付を受けた者（以下「交付決定者等」という。）に対し、助成金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、または助言もしくは指導を行うことができる。

(交付の取り消し等)

第12条 区長は、交付決定者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の取り消し、交付予定額もしくは交付額の変更または既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金をこの条例に定める目的外に使用したとき。
- (3) 法令またはこの条例の規定に違反したとき。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

(説明) 災害に強いまちづくりを推進するため、耐震診断に要する費用の一部を助成する必要がある。